

公立大学法人前橋工科大学給与規程

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第71号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人前橋工科大学就業規則（平成25年規程第54号。以下「就業規則」という。）第29条の規定に基づき、職員の給料及び諸手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第2条 この規程において「職員」とは就業規則第2条第1項に定める職員をいい、「教員」とは同条第2項に定める教員をいい、「事務職員」とは同条第3項に定める事務職員をいう。

(給料及び諸手当)

第3条 給料は、就業規則第40条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 諸手当は、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表の種類及び適用範囲)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務職給料表 別表第1 事務職員
- (2) 教育職給料表 別表第2 教員

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3及び別表第4に定めるとおりとする。

(初任給及び昇格、昇給等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給基準に従い、理事長が決定する。

2 職員の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第60条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあっては60歳）に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 7 第2項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（復職時等における号給の調整）

第6条 就業規則第16条第1項第1号若しくは第3号の規定により休職にされ、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日以後において、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

（給料の支給）

第7条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、給与期間につき給料月額の全額を支給する。

- 2 給料の支給定日は、別に定める。

（給料の日割計算等）

第8条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときはその給料額はその給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第9条 在職中死亡した者に対する給与（この規程により支給する給与）は、その遺族に支給する。この場合において、遺族の範囲及び順位は、公立大学法人前橋工科大学職員退職手当規程（平成25年規程第73号）第3条の規定を適用する。

（管理職手当）

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、別に定める職にある者（以下「管理職員」という。）について、その特殊性に基づき、別に定める基準に従い支給する。

- 2 前項の別に定める基準に従い支給する管理職手当は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。
- 3 管理職員に対しては、第18条及び第19条の規定は、理事長の定める特別の場合を除き適用しない。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに対しては、支給しない。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族(9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げ

る事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある9級職員が9級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員及び9級職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で9級職員以外のものが9級職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員及び9級職員以外のものが8級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第13条 地域手当は、前橋市における民間の賃金水準を基礎とし、前橋市における物価等を考慮して別に定めるところにより支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(別に定める職員を除く。)に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

- (1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額
- (2) 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円)を1万1,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、3万1,600円を超えない範囲内において別に定める額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、別に定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計

額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（交通機関等に係る通勤手当以外の通勤手当にあっては、1か月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第16条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要と認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第17条 職員が勤務しないときは、就業規則第42条第2項に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に定める休日（就業規則第43条第1項第2号の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、年末年始の休日（就業規則第43条第1項第2号の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又は公立大学法人前橋工科大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成25年規程第59号。以下「勤務時間規程」という。）第3条に規定する時間外勤務代休時間である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第18条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間

外に勤務した全時間に対して勤務 1 時間につき第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合はその割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第 43 条第 1 項第 1 号の規定により、あらかじめ就業規則第 40 条により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（別に定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する別に定める時間を除く。）との合計が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100 分の 50

4 勤務時間規程第 3 条に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1

項に規定する別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第2項に規定する別に定める割合を減じた割合

(休日勤務手当)

第19条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した職員についても同様とする。

(夜間勤務手当)

第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第40条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから就業規則第42条第2項に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に就業規則第40条に規定する1日当たりの勤務時間に乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(端数計算)

第22条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第18条から第20条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

第23条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において、別に定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の宿日直のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、2万1,000円を超えない範囲内において、別に定める月額の職日直手当を支給する。

3 前2項の勤務は、第18条から第20条までの勤務には、含まないものとする。
(管理職員特別勤務手当)

第24条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により就業規則第42条第1項及び第2項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条まで及び附則第6項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第27条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（第30条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（第28条において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれのその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第6項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち別に定めるもの、教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同表の適用を受ける職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、別に定める。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第59条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上

の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日を経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。
(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第6項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、そ

の者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあっては100分の105）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第25条第4項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第28条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第29条 削除

（休職者等の給与）

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第16条第1項第1号に掲げる事

由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

- 4 職員が就業規則第16条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第16条第1項第3号に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70（休職の原因である災害が業務上又は通勤上の災害と認められる場合にあっては、100分の100）を支給することができる。
- 6 就業規則第16条第1項第3号の規定により休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により別に定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 8 第26条及び第27条の規定は、前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第30条第7項」と読み替えるものとする。

（給与の口座振込み）

第31条 給与は、職員の申出により口座振込みの方法によって支払うことができる。

- 2 理事長と職員の代表者が協議して定めるものほか、口座振り込みに関し必要な事項は、別に定める。

（給与からの控除）

第32条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際その給与から控除することができる。

- (1) 職員の互助団体等の会費、掛金、積立金、返済金
- (2) 団体特別契約の各種保険料
- (3) その他理事長と職員の代表が協議して定めたもの

（委任）

第33条 この規程に定めるもののほか、職員の給与、諸手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人がその身分を承継した職員（以下「承継職員」という。）の施行日における職務の級及び号給は、別に辞令を発せられない限り、その者がこの規程の施行日の前日において前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第303号。以下「条例」という。）の規定により決定されていた給料表における職務の級及び号給とする。
- 3 施行日以後の給料月額が、施行日の前日において条例の規定により決定されていた給料の額に達しないこととなる職員には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 承継職員が条例の適用を受けて前橋市職員として在職した期間は、第25条及び第28条における在職期間とみなす。

(住居手当支給の特例)

- 5 自己の所有に係る住宅に居住している職員には、第14条の規定にかかわらず平成27年3月31日まで住居手当を支給する。この場合において、住居手当の額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までは月額2,000円と、同年4月1日から平成27年3月31日までは月額1,000円とする。

(55歳を超える職員に対する給与の支給に関する特例措置)

- 6 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号級がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外のものが55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じ得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第8項及び第9項において「最低号級に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第8項において「給料月額減額基礎額」という。））

- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号級に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 25 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 28 条第 4 項において準用する第 25 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 9 項において「勤勉手当減額対象額」という。）に当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 28 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 4 項において準用する第 25 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第 9 項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 28 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額）
- (5) 第 30 条第 1 項から第 5 項まで又は第 7 項の規定により支給された給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 第 30 条第 1 項 前各号に定める額
イ 第 30 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に 100 分の

80 を乗じて得た額

- ウ 第30条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第30条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規程により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- オ 第30条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給料表	職務の級
事務職給料表	6級
教育職給料表	4級

- 7 前項に規定するものほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員になった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 8 附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第39条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから就業規則第41条第2項第1号及び第2号に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち就業規則第41条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に同条に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第39条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから就業規則第41条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）に日数に同条に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 9 附則第6項の規定が適用される間、第28条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575を乗じて得た額）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

(級別職務分類表の特例措置)

- 1 0 別表第3の規定の適用については、当分の間、別表第3の4級の項中「又は副主幹」とあるのは「、副主幹又は主査」とする。

附 則（平成26年3月31日規程第14号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日規程第27号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（公立大学法人前橋工科大学給与規程（以下「給与規程」という。）第28条第2項及び附則第9項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の給与規程（附則第4項において「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成26年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(細則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則（平成27年3月26日規程第12号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月10日規程第4号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規程（次項及び附則第5項において「改正後の給与規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成27年4月1日から適用する。

3 改正後の給与規程第28条第2項及び附則第9項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

4 平成27年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給の調整）

6 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間（公立大学法人前橋工科大学給与規程（以下「給与規程」という。）第4条第1項第1号の事務職給料表の適用を受ける職員にあっては、平成30年3月31日までの間）、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第6項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、平成30年3月31日までの間、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第7条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立大学法人前橋工科大学給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第4号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（細則への委任）

11 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則（平成28年12月6日規程第14号）

（施行期日等）

1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第6項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（公立大学法人前橋工科大学給与規程（以下「給与規程」という。）第28条第2項及び附則第10項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与規程（次項において「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

3 改正後の給与規程第28条第2項及び附則第9項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与（公立大学法人前橋工科大学給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第4号。以下この項において「平成28年改正規程」という。）附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第1条改正後給与規程の規定による給与（平成28年改正規程附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与規程（以下この項から附則第6項までの規定において「第2条改正後給与規程」という。）第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1

人につき 6,500 円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものにあっては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 1 万円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 1 万円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち 1 人については 1 万円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、同条第 1 項中「扶養親族（9 級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9 級職員から 9 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第 1 号中「場合（9 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び 9 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

と、同条第 2 項中「扶養親族（9 級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9 級職員から 9 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級職員以外

の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与規程第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具备するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び

9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

7 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与規程第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「8級職員」とあるのは「8級以上職員」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項

の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（9 級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「8 級職員が 8 級職員及び 9 級職員」とあるのは「8 級以上職員が 8 級以上職員」と、同項第 6 号中「8 級職員及び 9 級職員」とあるのは「8 級以上職員」と、「が 8 級職員」とあるのは「が 8 級以上職員」とする。

（委任）

8 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

別表第1（第4条関係）

事務職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額								
1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600

33	191, 700	242, 400	280, 400	324, 700	352, 600	381, 300	426, 500	461, 400	521, 400
34	193, 200	243, 600	282, 300	326, 700	354, 400	382, 700	427, 800	462, 200	522, 300
35	194, 700	244, 800	284, 100	328, 600	356, 200	384, 200	429, 100	462, 900	523, 000
36	196, 200	246, 100	286, 000	330, 700	357, 900	385, 800	430, 300	463, 500	523, 500
37	197, 500	247, 000	287, 600	332, 600	359, 300	387, 200	431, 500	464, 000	524, 200
38	198, 800	248, 400	289, 300	334, 500	360, 600	388, 400	432, 300	464, 600	524, 800
39	200, 100	249, 800	291, 100	336, 500	362, 000	389, 600	433, 100	465, 200	525, 600
40	201, 400	251, 300	292, 900	338, 400	363, 400	390, 700	433, 900	465, 800	526, 200
41	202, 700	252, 700	294, 600	340, 300	364, 700	391, 800	434, 500	466, 300	526, 700
42	204, 000	254, 100	296, 300	342, 200	365, 600	393, 000	435, 200	466, 800	
43	205, 300	255, 500	297, 900	344, 000	366, 700	394, 200	435, 900	467, 200	
44	206, 600	256, 800	299, 500	345, 900	367, 800	395, 300	436, 600	467, 500	
45	207, 800	258, 000	301, 200	347, 400	368, 600	396, 000	437, 400	467, 800	
46	209, 100	259, 300	302, 900	348, 800	369, 500	396, 700	438, 200		
47	210, 400	260, 700	304, 500	350, 300	370, 400	397, 400	438, 600		
48	211, 700	262, 000	306, 200	351, 800	371, 300	398, 100	439, 300		
49	212, 800	263, 300	307, 300	353, 400	372, 200	398, 700	439, 800		
50	213, 900	264, 400	308, 800	354, 200	373, 000	399, 300	440, 200		
51	214, 900	265, 700	310, 300	355, 400	373, 800	399, 800	440, 600		
52	216, 000	267, 000	311, 900	356, 400	374, 600	400, 200	441, 000		
53	217, 100	268, 000	313, 500	357, 300	375, 300	400, 600	441, 400		
54	218, 100	269, 100	315, 100	358, 400	376, 000	400, 900	441, 800		
55	219, 000	270, 400	316, 700	359, 300	376, 700	401, 200	442, 200		
56	220, 000	271, 700	318, 200	360, 400	377, 400	401, 500	442, 500		
57	220, 600	272, 800	319, 700	361, 300	377, 900	401, 800	442, 800		
58	221, 500	273, 800	320, 900	362, 000	378, 500	402, 100	443, 200		
59	222, 300	274, 800	322, 100	362, 700	379, 100	402, 400	443, 500		
60	223, 200	275, 900	323, 300	363, 400	379, 800	402, 700	443, 800		
61	223, 900	277, 100	324, 000	363, 800	380, 200	403, 000	444, 100		
62	224, 900	278, 100	324, 900	364, 400	380, 900	403, 300			
63	225, 700	279, 000	325, 700	365, 100	381, 500	403, 600			
64	226, 600	280, 000	326, 500	365, 800	382, 100	403, 900			
65	227, 300	280, 700	327, 400	366, 100	382, 500	404, 200			
66	228, 100	281, 600	327, 800	366, 800	383, 100	404, 500			
67	229, 000	282, 300	328, 500	367, 500	383, 700	404, 800			
68	230, 100	283, 200	329, 300	368, 200	384, 300	405, 100			
69	230, 800	284, 200	330, 100	368, 500	384, 700	405, 300			
70	231, 500	285, 000	330, 800	369, 100	385, 200	405, 600			

71	232, 100	285, 800	331, 500	369, 800	385, 700	405, 900			
72	232, 900	286, 600	332, 200	370, 400	386, 300	406, 200			
73	233, 700	287, 400	332, 700	370, 700	386, 600	406, 400			
74	234, 400	287, 900	333, 300	371, 300	387, 000	406, 700			
75	235, 100	288, 300	333, 800	372, 000	387, 400	407, 000			
76	235, 700	288, 800	334, 400	372, 600	387, 800	407, 200			
77	236, 400	288, 900	334, 700	373, 000	388, 100	407, 400			
78	237, 200	289, 300	335, 200	373, 500	388, 400	407, 700			
79	238, 000	289, 500	335, 600	374, 100	388, 700	408, 000			
80	238, 700	289, 900	336, 100	374, 600	389, 000	408, 200			
81	239, 400	290, 100	336, 500	375, 100	389, 200	408, 400			
82	240, 100	290, 300	337, 000	375, 700	389, 500	408, 700			
83	240, 800	290, 700	337, 500	376, 200	389, 800	409, 000			
84	241, 500	291, 000	338, 000	376, 500	390, 000	409, 200			
85	242, 100	291, 300	338, 300	376, 900	390, 200	409, 400			
86	242, 800	291, 600	338, 700	377, 400	390, 500				
87	243, 500	291, 900	339, 200	377, 800	390, 800				
88	244, 200	292, 300	339, 600	378, 200	391, 000				
89	244, 900	292, 600	339, 900	378, 600	391, 200				
90	245, 400	293, 000	340, 300	379, 100	391, 500				
91	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 800				
92	246, 300	293, 700	341, 200	379, 900	392, 000				
93	246, 600	293, 800	341, 400	380, 200	392, 200				
94		294, 000	341, 800						
95		294, 400	342, 300						
96		294, 800	342, 700						
97		295, 000	342, 800						
98		295, 300	343, 300						
99		295, 700	343, 700						
100		296, 100	344, 000						
101		296, 300	344, 300						
102		296, 600	344, 700						
103		297, 000	345, 100						
104		297, 300	345, 500						
105		297, 500	346, 000						
106		297, 800	346, 400						
107		298, 200	346, 800						
108		298, 500	347, 200						

109		298, 700	347, 700						
110		299, 100	348, 100						
111		299, 500	348, 400						
112		299, 800	348, 700						
113		299, 900	349, 200						
114		300, 200							
115		300, 500							
116		300, 900							
117		301, 100							
118		301, 300							
119		301, 600							
120		301, 900							
121		302, 300							
122		302, 500							
123		302, 800							
124		303, 100							
125		303, 400							

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	211,700	272,600	320,000	404,100
2	214,000	275,600	322,900	406,400
3	216,200	278,400	326,000	408,800
4	218,400	281,200	329,000	411,300
5	220,500	284,100	332,200	413,700
6	222,700	286,600	335,000	416,200
7	224,900	288,800	337,600	418,600
8	227,000	291,200	340,300	421,100
9	229,300	293,900	343,300	422,900
10	231,700	296,400	346,300	425,400
11	234,100	298,800	349,400	427,800
12	236,500	301,400	352,700	430,100
13	238,800	303,800	355,600	431,700
14	241,200	305,800	357,700	433,900
15	243,600	307,900	360,000	436,100
16	246,000	309,800	362,600	438,400
17	248,100	312,000	365,100	440,700
18	251,200	314,200	367,300	443,100
19	254,300	316,200	369,600	445,400
20	257,400	318,200	371,700	447,800
21	260,300	320,300	373,800	449,900
22	263,300	322,800	375,900	452,200
23	266,200	325,400	378,000	454,600
24	269,100	328,200	380,000	456,900
25	271,900	330,300	381,700	458,900
26	274,500	332,500	383,500	461,100
27	277,000	334,700	385,400	463,200
28	279,700	337,200	387,300	465,400
29	282,600	339,600	389,200	467,500
30	285,000	341,800	390,900	469,800
31	287,200	343,900	392,600	472,000
32	289,600	345,800	394,300	474,100

33	292, 100	348, 000	396, 100	476, 000
34	294, 300	350, 300	397, 900	478, 100
35	296, 800	352, 600	399, 500	480, 400
36	299, 100	354, 800	401, 300	482, 600
37	301, 600	356, 700	402, 500	484, 700
38	303, 300	358, 700	404, 100	486, 700
39	305, 000	360, 800	405, 700	488, 600
40	306, 700	362, 700	407, 200	490, 500
41	308, 600	364, 600	408, 400	492, 500
42	309, 400	366, 500	410, 000	494, 400
43	310, 300	368, 300	411, 500	496, 100
44	311, 200	370, 100	413, 100	498, 000
45	312, 100	372, 100	414, 500	499, 900
46	313, 200	373, 900	416, 100	501, 700
47	314, 100	375, 500	417, 500	503, 500
48	315, 200	377, 300	419, 100	505, 400
49	316, 200	379, 000	420, 500	507, 100
50	317, 300	380, 600	421, 800	508, 800
51	318, 200	382, 400	423, 100	510, 600
52	319, 100	384, 100	424, 400	512, 500
53	320, 300	385, 300	425, 100	514, 100
54	321, 300	386, 800	426, 100	515, 700
55	322, 400	388, 200	427, 000	517, 400
56	323, 400	389, 800	427, 900	519, 000
57	324, 400	391, 200	428, 800	520, 600
58	325, 500	392, 600	429, 700	521, 900
59	326, 600	393, 900	430, 600	523, 200
60	327, 600	395, 400	431, 500	524, 400
61	328, 600	396, 700	432, 400	525, 600
62	329, 600	398, 100	433, 300	526, 600
63	330, 700	399, 600	434, 300	527, 600
64	331, 800	401, 100	435, 400	528, 600
65	332, 700	402, 100	436, 300	529, 200
66	333, 800	403, 200	437, 300	530, 100
67	334, 600	404, 200	438, 300	531, 000
68	335, 700	405, 300	439, 200	531, 900
69	336, 500	406, 300	440, 200	532, 800
70	337, 600	407, 200	441, 200	533, 600

71	338, 600	408, 000	442, 100	534, 300
72	339, 700	408, 800	443, 100	534, 800
73	340, 200	409, 600	444, 100	535, 500
74	341, 200	410, 500	445, 000	536, 000
75	342, 200	411, 300	445, 900	536, 800
76	343, 200	412, 100	446, 900	537, 400
77	344, 200	412, 800	447, 700	537, 900
78	345, 200	413, 300	448, 200	
79	346, 100	413, 700	448, 900	
80	347, 000	414, 100	449, 500	
81	348, 000	414, 400	450, 300	
82	349, 000	414, 800	451, 000	
83	350, 000	415, 100	451, 300	
84	351, 000	415, 500	451, 900	
85	351, 600	415, 800	452, 300	
86	352, 200	416, 200	452, 700	
87	352, 800	416, 600	453, 100	
88	353, 400	417, 000	453, 400	
89	354, 000	417, 300	453, 700	
90	354, 400	417, 700		
91	354, 800	418, 100		
92	355, 300	418, 400		
93	355, 800	418, 700		
94	356, 200	419, 100		
95	356, 700	419, 400		
96	357, 200	419, 700		
97	357, 800	420, 000		
98	358, 300	420, 400		
99	358, 700	420, 700		
100	359, 200	421, 000		
101	359, 600	421, 300		
102	360, 100	421, 700		
103	360, 400	422, 000		
104	360, 900	422, 300		
105	361, 400	422, 600		
106	361, 800			
107	362, 300			
108	362, 800			

109	363, 200			
110	363, 700			
111	364, 200			
112	364, 600			
113	365, 000			
114	365, 400			
115	365, 900			
116	366, 300			
117	366, 700			
118	367, 100			
119	367, 600			
120	368, 000			
121	368, 300			
122	368, 700			
123	369, 200			
124	369, 500			
125	369, 900			
126	370, 400			
127	370, 900			
128	371, 300			
129	371, 700			

別表第3（第4条関係）

事務職給料表級別職務分類表

職務の級	職務分類
9級	事務局長の職務
8級	参事の職務
7級	課長の職務
6級	副参事の職務
5級	課長補佐の職務
4級	係長又は副主幹の職務
3級	主任の職務
2級	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う職務
1級	定型的又は補助的業務を行う職務

別表第4（第4条関係）

教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務分類
4級	大学の教授の職務
3級	大学の准教授の職務
2級	大学の講師の職務
1級	大学の助教及び助手の職務